

～教職員の安全が、子どもたちの安心～

12月は「師走」と呼ばれます。先生方も年末に向けて慌ただしく過ごされていることと思います。そんな忙しい時期だからこそ、安全に過ごすための「後押し」、そして新しい年へ無事に「つなぐ」ことができるように、今号では交通加害事故防止を中心にお伝えします。

●その確認が交通加害事故を防ぎます！

チェック✓

県警本部の統計によると、交通事故の多くは追突事故となっています。その原因として車間距離不足、周囲の安全確認不足、わき見運転によるものが挙げられます。

追突による加害事故を防ぐために、右のチェック表を基に具体的な取り組みを行ってください。

休日等、遠方や夜間の外出先における事故が発生しています。特に休日は気が緩み、注意散漫な運転になりがちです。気を引き締めて運転しましょう。

- | |
|--|
| ☐ 走行時に前の車と3秒間以上の車間距離を取っていますか？ |
| ☐ 停車時に前の車のタイヤの接地面が見える程度の車間距離（約3m）を取っていますか？ |
| ☐ 運転に集中できるよう、持ち物を後部座席に置いてから運転するなど対策を取っていますか？（スマートフォン操作や窓のスイッチ操作などわき見運転での追突事故が目立ちます） |
| ☐ バックする際や駐車場から一般道に出る際は周囲を十分に確認していますか？ |
| ☐ 時間と気持ちに余裕をもって運転できていますか？ |

●交通事故後の対応は大丈夫ですか？

交通事故が発生した場合は、以下の3手順を忘れずに行ってください。

- ① 怪我人の救護や危険防止措置等の所要の対応を行う
- ② 直ちに警察へ通報する
- ③ 加害・被害を問わず速やかに管理職へ報告



怪我人の
救護



警察へ
通報



管理職へ
報告

●「運転免許証の更新」と「車検の実施」を忘れずに！

★運転免許証はいつまで有効か把握していますか？

→免許が失効している状態で車を運転することは、道路交通法第64条で禁止されている無免許運転となります。また、道路交通法第117条の2の2により罰則が定められています。



★次に車検を受ける期日がいつなのか把握していますか？

→車検切れの車を公道で運転する行為（無車検運行）は、道路運送車両法第58条に違反します。無車検運行に対する罰則は道路運送車両法第108条により定められています。

忘れていた…知らなかった…では済まされませんので、確実に把握しておきましょう！